

岩手県告示第193号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るもの（平成20年岩手県告示第269号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
総務室	公立大学法人岩手県立大学運営費交付金、 <u>公立大学法人岩手県立大学施設等整備事業費補助及び公立大学法人岩手県立大学災害復旧事業費補助</u>	総務室	公立大学法人岩手県立大学運営費交付金
[略]		[略]	
総合防災室	岩手県消防協会補助、 <u>消防防災施設等整備事業費補助、ヘリコプター運航調整交付金及び災害発生県内消防応援活動費交付金</u>	総合防災室	岩手県消防協会補助 <u>及び</u> ヘリコプター運航調整交付金
備考 改正部分は、下線の部分である。			